(8)　試験員の氏名
菅原　進二、中村　賢二、前田　孝二、坂本　功、鈴木　秀三、友澤　史紀、松井　勇、安岡　正人、井上　勝夫、坂本　雄三、佐藤　克忠、坂上　恭助、田邊　新一、加藤　信介、河合　直人、岸　賢蔵、繁永　英毅、柳　啓、黒木　勝二、橋本　敏男、高橋　大祐、酉本　俊郎、井上　明人、西田　一郎、齊藤　春重、藤本　哲夫、古里　均、川上　修、髙橋　仁、大島　明、清水　市郎、熊原　進、真野　孝次、鈴木　澄江、乙黒　利和、仲谷　一郎

(9)　役員の氏名
林田　英治、德植　桂治、皿澤　修二、和田　勇、木瀬　照雄、重富　光人、須藤永二郎、飯塚　薫、井邊　博行、山内　隆司、吉田　治雄、辻　文三、野村　哲也、岡田　恒男、小路　芳晴、菅原　進二、宮岡　正人、友澤　史紀、松井　勇、辻　幸和、田中　享二、桝田　佳寛、坂本　雄三、長田　直俊、村山　浩和、森　幹芳、春川　真二、黒木　勝二、尾沢　潤二、有岡　恭助、上村　克郎

(10)　試験の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
春川　真二

○国土交通省告示第千百八十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十九条第一項の規定により、次の登録試験機関の登録をしたので、同法第六十一条第三項において準用する同法第十条第二項の規定により、公示する。

平成二十二年十月十八日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

(1)　登録年月日
平成二十二年十月三日

(2)　登録番号
国土交通大臣　5

(3)　登録試験機関の氏名又は名称
財団法人建築環境・省エネルギー機構

(4)　住所
東京都千代田区麹町三丁目五番地二

(5)　代表者の氏名
村上　周三

(6)　登録の区分
平成十七年国土交通省告示第九百二十二号第一項第一号に定める区分

(7)　試験の業務を行う事務所の所在地
東京都千代田区麹町三丁目五番地二

(8)　試験員の氏名
坂本　雄三、澤地　孝男、鈴木　大隆、鉾井　修二、本間　義規、吉野　博

(9)　役員の氏名
村上　周三、川本　俊明、青木　宏之、有馬修一郎、石田　栄一、石原　信也、石村　和彦、山　喬、岡本　毅、小川　修武、奥　利江、尾崎　裕、金指　潔、狐塚　章、澤木　良次、須藤永二郎、田村　滋美、中村　一幸、中村　光男、根岸　修史、畑中　浩二、波多野信吾、樋口　武男、三澤千代治、南園　克己、森　詳介、矢崎　裕彦、矢野　龍、山内　隆司、和田　勇、高橋　吉徳、宮地　謙一

(10)　試験の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
由本　達雄

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第６９１号
栃木県小山市中久喜５丁目16番18号
債務者　京谷　匡
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神谷　敦宏
4　破産債権の届出期間　平成22年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年12月10日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６９２号
栃木県小山市中久喜５丁目16番18号
債務者　京谷須磨子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神谷　敦宏
4　破産債権の届出期間　平成22年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年12月10日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２５０号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田1334番地12
三浦海岸ハイツ２―224
債務者　細川　治彦
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青山　正規
4　破産債権の届出期間　平成22年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年12月15日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１３６９号
東京都青梅市今井５丁目2477番地の１
債務者　内山　佳孝
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柳原　桑子
4　破産債権の届出期間　平成22年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年12月15日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３８８号
静岡県浜松市東区大蒲町96番地の27、前住所
静岡県浜松市中区北寺島町401番地の１
債務者　小出　忠治
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村松奈緒美
4　破産債権の届出期間　平成22年11月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年12月15日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１１８号
石川県小松市観音下町ホ160番地
債務者　村中　信一
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高見健次郎
4　破産債権の届出期間　平成22年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年12月16日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成22年12月16日まで
金沢地方裁判所小松支部